

横浜市からのお願い

# 土地の売買や賃貸借契約の前に 土壤汚染の届出が必要か確認してください

過去に次の事業を行っていた土地は、土壤が汚染されている  
可能性があります

## 特に確認が必要な事業と使っていたもの

クリーニング店(ドライ液)



写真店(現像液)



ガソリンスタンド(ガソリン)



金属加工業(めっき液)



届出しないと、**最大1年以下の懲役または  
100万円以下の罰金**が科せられます。

- 使っていたものが床にこぼれたり、配管から漏れいすると、  
土壤汚染の原因になります。
- 不動産取引後に土壤汚染が判明すると、汚染の対策費用や  
損害賠償金など、費用が余計にかさむ可能性があります。

ご不安なことがあれば、すぐに横浜市に相談してください。

**相談先** 横浜市 みどり環境局 水・土壤環境課 土壤対策担当

☎ 045-671-2494 ✉ [mk-dojo@city.yokohama.lg.jp](mailto:mk-dojo@city.yokohama.lg.jp)

詳細はこちら 



(令和6年9月発行)